

全国舞台テレビ照明事業協同組合 御中

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」に係る申請サポートのお願い

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

中小法人・個人事業者等への支援にあたってはいつもご協力を賜り、改めて御礼申し上げます。また、昨年5月1日より申請受付を開始しました「持続化給付金」において、全国の中小法人・個人事業者等の申請サポートにご協力いただきました皆様には、改めて感謝申し上げます。

この度、中小企業庁では、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）」を給付いたします。

3月8日より「一時支援金」の申請受付を開始予定であります。本給付金の申請に当たっては、できるだけ早期に給付ができるよう、「持続化給付金」と同様に電子申請としております。

こうした電子申請を円滑に進めるべく、中小企業庁では、全国に申請サポートの拠点を設置するべく準備をしておりますが、皆様におかれましては、申請を希望する中小法人・個人事業者等から申請サポートの依頼があった場合は、可能な限りご対応いただければ幸いです。

なお、この際、本申請はあくまで本人申請が前提であり、他者の名義での申請は認められておりませんが、申請希望者に申請サポート（申請手続やWEB申請システムの操作方法の説明等）を行うこと自体はこれに当たりません。皆様におかれては、電子申請が困難な者へのサポートなどを通じて支援をいただけますよう重ねてお願い申し上げます。

また、申請希望者から申請のサポートの対価（報酬）を得ることはできますが、申請希望者の中小法人・個人事業者等が厳しい経営環境にあること等も踏まえ、当該対価（報酬）については、柔軟にご対応いただくようお願いいたします。なお、申請フォームの記入・送信を有償で代行することは、行政書士法に抵触するおそれがありますのでご注意ください。

また、「一時支援金」の給付に当たっては、不正受給や誤って受給してしまうことを防ぐため、申請希望者が「事業を実施しているか」や「一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等について、「一時支援金」の事務局（デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社が受託。）が登録した「登録確認機関」によって、事前に形式的な確認を行うこととしております。

平素より支援されている中小法人・個人事業者等の事業実態等を把握されている皆様におかれましては、「登録確認機関」とも連携いただき、当該事前確認についてもご協力賜れますと幸いです。